

内閣府所管法人

「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」
(第24回行政刷新会議資料)より抜粋

○国立公文書館

- 公文書等の管理業務は、国の基盤的な業務であり、その扱いに関する長年の検討を踏まえ、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）が成立した。同法附則第 13 条第 1 項では、「法施行後 5 年を目途として所要の検討を加え、必要な措置を講じる」とされており、また、同法に係る付帯決議においては「組織の在り方の検討」が求められている。これらは、行政のみならず立法及び司法に関連する文書についても国立公文書館において取り扱うことを念頭においたものである。このような特殊な事情を前提に、国立公文書館については、法律で定める法施行後 5 年を目途とする見直しの中で、特別の法人化を含めた検討を行うこととすべきである。

○北方領土問題対策協会

- 北方領土問題自体は、我が国の主権に関わる重大課題であり、その解決は国策として取り組まれるべきものである。ただし、本法人は、国全体の問題解決の取組の中において、国策と方向性を同一にしながらも、国民各層を結集した国民運動を柔軟かつ効率的に展開していくことを主たる任務としているため、成果目標達成法人として位置付けることが適当である。

○沖縄科学技術研究基盤整備機構

- 本法人は、平成 23 年 11 月 1 日の学校法人「沖縄科学技術大学院大学学園」創設をもって解散した。今後、沖縄振興予算による補助が行われる見通しであることを踏まえ、内閣府において学校法人化後の規律についても適切に確保するため、大学の自律的な規律に加えて、①内閣府との間で業務運営状況に関する定期的な協議会を開催すること、②月次で予算執行状況の報告を行うことを事業計画認可に際して義務付けるべきである。

消費者庁所管法人

○国民生活センター

- 本法人については、消費者庁と国民生活センターの間における「平成 25 年度の消費者庁への一元化を目指す」との結論を受け、政務レベルでの判断を行うために、平成 23 年 10 月 12 日から一元化に係る試行や第三者を含めた検証が行われてきた。その結果を踏まえ、本法人の全ての機能を国へ移行することとし、その具体的な在り方について検討を行い、平成 24 年夏までを目途に結論を得るとの判断に至った。これに基づき、消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管すべきである。
- 平成 20 年度第二次補正予算に由来して法人に積み立てられている約 81.2 億円のうち、平成 24 年度

末までの執行見込額を除いた約 58.4 億円を平成 23 年度末までに国庫に返納する方針を確認した。さらに、平成 24 年度末に当該資金に残高があれば、その時点で国庫に返納することを確認した。

総務省所管法人

○情報通信研究機構

- ・ 本法人は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に係る業務を実施していることから、研究開発型の成果目標達成法人として位置付けることが適当である。
- ・ なお、情報セキュリティ関連の研究開発については、情報セキュリティ対策の強化の観点から、内閣官房情報セキュリティセンターの下で、各府省横断による政府の一体的な取組との連携等を一層強化していくべきである。

○統計センター

- ・ 本法人は、国と連携を図りつつ、国の統計に係る製表事業等を確実かつ正確に実施することが求められているものであるが、新たな法人制度の検討において法人類型と職員の身分との関係についての整理・検討が進んでいることから、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、今後の業務の在り方、当該業務を行う職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得るべきである。
- ・ 製表事業については、各府省の統計業務が民間に漸次移行している状況を踏まえ、各府省の統計業務を統合した上で、更なるアウトソーシングが可能かどうか見極め、製表事業を統括して行うことも検討していく必要がある。

○平和祈念事業特別基金

- ・ 本法人については、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）により、平成 25 年 4 月 1 日までの政令で定める日に廃止されることを確認した。

○郵便貯金・簡易生命保険管理機構

- ・ 本法人については、郵政改革法案において、「政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況、その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」とされており、同規定に基づいた対応が行われるべきである。